

登録・広報 無料

なんこし自治会優待カード 協力事業者募集

「こんなにいい店
早く知りたかった！」



行ってみたら良い店だった
食べてみたら美味しかった



協力店になるメリット

- ① 協力事業者の店舗情報を越谷市公式ホームページ内の自治連のページにて紹介します。
- ② 自治会役員を中心に協力店舗を積極的に利用します。
- ③ 地域との繋がりを持つきっかけになります。

問合せ先

南越谷自治会連合会事務局 (南越谷地区センター・公民館内)
 住所：越谷市南越谷四丁目 21 番地 1
 電話：048 - 990 - 1200 FAX：048 - 935 - 7351
 Eメール：minamikoshigayachiku@city.koshigaya.lg.jp



住民 × 店舗 × 自治会

「なんこし自治会優待カード」事業実施の目的

- ・地域コミュニティの活性化
- ・地域の魅力向上
- ・災害時における地域連携の強化 を目的に事業を実施します。



配布対象世帯 | 南越谷地区内 27 自治会に加入している約 8,700 世帯に配布します。

特典・サービスの一例

「優待カード」を店頭で提示すると

- お会計の代金から〇%割引 ※
- 通常〇〇〇円のところ、〇〇〇円引き
- 通常大盛り〇〇〇円を無料サービス
- ソフトドリンク人数分サービス
- 施術時間を通常サービス時間より 10 分延長
- ポイントカードのポイント 2 倍

など特典内容は、自由に設定していただけます。

通常での提供が難しい場合は、毎月〇日、毎週〇曜日、〇〇円以上をお買い上げの場合、など条件をつけて頂いても構いません。協力内容についてご不明な点は、事務局までお気軽にお問い合わせください。

※「消費税サービス」、「消費税分還元」、「消費税相当分ポイント付与」など、あたかも消費者が消費税を負担していない、または軽減されたかのような誤認を与えるものは法律で禁止されていますのでご注意ください。



カードはイメージです。実際のカードとは異なります。

協力事業の申込から実施までの流れ

- ① 特典サービスの内容を決めてください。
- ② 協力申込書に必要事項を記入し、南越谷地区自治会連合会事務局（南越谷地区センター・公民館内）へご提出ください。提出方法は、持参、郵送、電子メール、FAX いずれでも構いません。
※協力申込書は、越谷市公式ホームページ内の南越谷地区自治会連合会のページよりダウンロードできます。
- ③ 協力申込書を受付後、店舗に掲示していただく「協力店舗ステッカー」と「協力店舗ミニのぼり」を令和元年 12 月より順次お届けします。
- ④ ステッカーが届きましたら、提供いただく特典内容を記入していただき、店内や店頭の見えやすい場所に掲示してください。
提示後、「なんこし自治会優待カード」を提示した方に特典の提供をお願いします。



上記 QR コードを読み取り、「南越谷地区自治会連合会」ページ内から申込書をダウンロードしてください。

特典内容の変更がありましたら、事務局までご連絡ください。

ステッカーのほか、HP やチラシで利用いただける「なんこし自治会優待カード」の画像データも提供できます。希望される方は、事務局までご連絡ください。

なお、協力事業を終了する場合は、協力終了の届出後にステッカー等の掲示を外してください。

なんこし自治会優待カードについて

- ・優待カードは、自治会連合会に加入している自治会の会員の方が利用できます。
- ・対象となる世帯に、原則として、所属している自治会を通して配布します。
- ・カードの有効期限は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までです。

